

新潟市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給していた者が、児童の年齢を理由に、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が20歳に到達した場合も引き続き高等職業訓練促進給付金と同等の給付金を支給し、自立を後押しするとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援特別給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進継続給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」という。))と同等の給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。)
- (2) 高等職業訓練修了支援特別給付金(法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金と同等の給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。)

(対象者)

第3条 訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金の対象者は、ひとり親家庭の親(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で民法第877条の規定により現に20歳以上の子その他これに準ずる者(以下単に「子」という。なお、その他これに準ずる者とは、当該配偶者のない者より年下の扶養親族(孫、ひ孫、弟、妹等)を指す。)を扶養しているものをいう。)であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす新潟市内に住所を有する者とする。

- (1) ひとり親家庭の親として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)時点においてひとり親家庭の親であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (3) 第4条に規定する対象資格を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (5) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給していないこと。ただし、同一の養成機関における同一カリキュラムに関して、訓練促進給付金を受給していた者についてはこの限りでない。

(対象資格)

第4条 対象資格は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練（ただし、情報関係の資格や講座に限る。）、および特定一般教育訓練ならびに専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座であり、養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているものとする。

2 前項のほか、養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されている以下の資格も対象とする。なお、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座に該当する場合、カリキュラムの修了が確実であることが見込まれれば対象とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 保健師
- (8) 助産師
- (9) その他、上記に準じ、市長が地域の実情に応じて定める資格

（支給期間等）

第5条 支給期間等は次のとおりとする。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 訓練促進継続給付金の支給期間は、第3条に規定する対象者の養成機関における修業を開始した日から修了日までの期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間を超えない期間とする。なお、支給期間の決定に当たっては、資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

イ 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給期間と通算して60月を超えない範囲で支給するものとする。（令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者についても、訓練促進給付金の支給期間と通算して60月を超えない範囲で支給する。）

ウ 訓練促進継続給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。

(2) 修了支援特別給付金

修了支援特別給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援特別給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第6条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 訓練促進継続給付金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進継続給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進継続給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地

方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円
養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間） 月額14万円

（イ）（ア）に掲げる者以外の者 月額7万500円

養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間） 月額11万500円

イ 訓練促進継続給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（2）修了支援特別給付金

ア 修了支援特別給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

（ア）対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

（イ）（ア）に掲げる者以外の者 2万5000円

イ 修了支援特別給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（給付金の支給等）

第7条 給付金の支給を受けようとする対象者は、市長に対して、別紙様式1「高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できる。
なお、訓練促進継続給付金の支給申請は、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に行うことができるものとし、修了支援特別給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後、修了日から起算して30日以内（やむを得ない場合を除く）に行うことができるものとする。

（1）当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し（児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成事業を受給していない者）

（2）次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者の児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（3）第6条第1号 ア（ア）に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第1項第1

号 ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類

（４）次に掲げるいずれかの書類

ア 訓練促進継続給付金

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

イ 修了支援特別給付金

当該カリキュラムの修了証明書の写し

- 2 市長は、支給申請があった場合は、当該ひとり親家庭の親が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、別紙様式3「高等職業訓練促進継続給付金等支給決定通知書」または別紙様式4「高等職業訓練促進継続給付金等支給申請却下通知書」により、申請者に通知するものとする。
- 3 支給決定の審査にあたっては、必要に応じ、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査会を開催することができるものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

- 第8条 市長は、訓練促進継続給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に 対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めるものとする。
- 2 受給者は、子を扶養しなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、別紙様式5「高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届」により市長に届出なければならない。このため、市長は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知する。

（支給決定の取消）

- 第9条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨を、別紙様式6「高等職業訓練促進継続給付金支給決定取消通知書」により当該対象者に通知しなければならない。

（修業完了届の提出）

- 第10条 受給者は、修業期間を修了した後に、市長あてに、別紙様式7「高等職業訓練促進継続給付金資格取得及び就職状況報告書」を、原則として修了日の翌日から起算して90日以内に提出しなければならない。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の執行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

(別紙様式1)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書

下記の給付金の支給を受けたいので申請します。

給付金の種類 ※ いずれかに「レ」マークを入れる	☐ 高等職業訓練 促進継続給付金	☐ 高等職業訓練 修了支援特別給付金
-----------------------------	--	--

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号			
② 住 所	(〒 -)		電話 () -	
③ 過去の 受給の有無	過去に (高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金) を受けたことが (ある ・ ない)			
④ 本給付金と 同時に利用する 給付金・貸付金				
⑤ 養成機関 及び 修業内容	養成機関名	区分 (昼間 ・ 夜間)		
	所在地	電話 () -		
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)		
	修業に係る 資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 保健師 ・ 助産師 ・ その他 ()		
	高等職業訓練促進給付金の受給時から引き続き修業する養成機関で (ある ・ ない)			
⑥ 支払希望 金融機関	金融機関名		支店名	
	口座番号	普通 ・ 当座	フリガナ 口座名義	
	☐ 公金受取口座を利用します。			
⑦ 申請者または児 童の住所が市外 にある場合	申請者または児童の住所地から 住民票情報の提供を受けることに (同意する ・ 同意しない) ※ 同意しない場合は、申請者または児童の属する世帯全員の住民票の写しを提出してください。			
(備考)				

(裏面)

(注意)

- 1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載して下さい。
- 2 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容」欄に記載する必要はありません。
- 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑥支払希望金融機関」欄に記載する必要はありません。

⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

(別紙様式2)

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 新潟市長

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進継続給付金及び高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）または前々年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、3年前）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法に定める扶養対象親族の合計所得金額の上限額以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様

新潟市長

高等職業訓練促進継続給付金等 支給決定通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

給付金の種類					
--------	--	--	--	--	--

①氏名	フリガナ		②生年月日	年 月 日生	
③住所	(〒 -)			電話 () —	
④養成機関 及び 修業内容	養成 機関名				
	所在地			電話 () —	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		養成区分	
	修業に 係る資格				
⑤支払 金融機関	金融機関名		普通 ・ 当座		
	支店名		口座番号		
	口座名義 (フリガナ)				
⑥支給期間	年 月 ~ 年 月 (月分)				
⑦支給決定額	_____ 円				

(別紙様式4)

第 号
年 月 日

様

新潟市長

高等職業訓練促進継続給付金等 支給申請却下通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書について、次の理由で却下しましたので通知します。

1. 給付金の種類

2. 却下理由

(宛先) 新潟市長

氏名

高等職業訓練促進継続給付金 受給資格喪失届

下記のとおり、高等職業訓練促進継続給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

①氏名	フリガナ	②生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受給資格がなくなった理由	イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で無くなったため。 ロ 新潟市に住所を有しなくなったため。 ハ 養成機関への修業を取りやめたため。 ニ その他 ()		
⑤理由が発生した日	年 月 日		

第 号
年 月 日

様

新潟市長

高等職業訓練促進継続給付金 支給決定取消通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届に基づき、下記のとおり支給決定を取消しましたので通知します。

①氏名	フリガナ	②生年月日	年 月 日 生
③住所	(〒 -)		電話 () —
④支給決定 取消の理由			
⑤支給決定 取消月	年 月 から		

(別紙様式 7)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

高等職業訓練促進継続給付金 資格取得及び就職状況報告書

下記のとおり、養成訓練修了後の資格取得及び就職状況を報告します。

1. 資格取得について

☐ 資格を取得することができた。

資格名 _____ 資格名 _____

☐ 資格取得できなかった。

理由 _____

2. 資格取得後の就職状況について

☐ 就職できた。

就 労 先	会社名		勤務開始日	年 月 日～	
	勤務先住所				
	雇用形態	☐ 正社員 ☐ 派遣社員 ☐ パート ☐ 有期雇用(年 月迄) ☐ アルバイト ☐ その他			
	勤務時間	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 ☐ 交代制			
	給 与	☐ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給 _____円			
	休 日	☐ 平日シフト制 ☐ 土曜(半日・隔週) ☐ 日曜 ☐ 祝日			
	保障状況	☐ 賞与 ☐ 有給休暇 ☐ 社会保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険 ☐ その他			

☐ これから就職(転職)活動を行いたい。

☐ その他 (具体的に _____)